

令和5年（2023年）

熊本県消費生活審議会及び熊本県消費者教育推進地域協議会

日 時：令和5年（2023年）10月17日
14：00～

場 所：県庁行政棟本館5階 審議会室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画（熊本県消費者教育推進計画）の令和4年度（2022年度）実施結果について
- (2) 第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画（熊本県消費者教育推進計画）の令和5年度（2023年度）事業計画及び実施状況について
- (3) 熊本県食品ロス削減推進計画の進捗状況について
- (4) 消費生活相談デジタル・トランスフォーメーションアクションプランについて
- (5) その他
部会の設置について

3 閉 会

《 配 付 資 料 》

- 資料1 令和4年度（2022年度）消費者基本計画個別事業管理表
（第4次基本計画関係）
- 資料2 令和5年度（2023年度）消費者基本計画個別事業管理表
（第4次基本計画関係）
- 資料3 令和4年度（2022年度）熊本県消費生活センターの消費生活相談
の概要等
- 資料4 フードドライブ報道資料等
- 資料5 食品ロス削減に係る実施事業一覧
- 資料6 消費生活相談デジタル・トランスフォーメーションアクションプラン
- 資料7 第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画

令和5年度（2023年度）

熊本県消費生活審議会及び熊本県消費者教育推進地域協議会

委員及び事務局職員名簿

【熊本県消費生活審議会委員】

氏名	団体名・職名	備考
赤池 健志郎	人吉市 (市民部地域コミュニティ課長)	行政
植村 米子	熊本県地域婦人会連絡協議会 (副会長)	消費者
川口 和博	熊本県社会福祉協議会 (地域福祉部長)	行政
古閑 千尋	熊本県公立高等学校長会 (熊本県立翔陽高等学校長)	学識経験者
坂本 浩	熊本県商工会議所連合会 (専務理事)	事業者
諏佐 マリ	熊本大学 大学院人文社会科学研究部 (准教授)	学識経験者
中野 祐子	熊本県生活協同組合連合会 (理事)	消費者
中山 健	NPO法人消費者支援ネットくまもと (理事兼事務局長)	消費者
西村 秀美	一般社団法人熊本県銀行協会 (事務局次長)	事業者
原 彰宏	熊本県弁護士会 (消費者問題対策委員会委員長)	学識経験者
原 悟	熊本県商工会連合会 (専務理事)	事業者
東原 福美	NPO法人熊本消費者協会 (理事)	消費者
藤本 英行	株式会社熊本日日新聞社 (編集局編集委員兼論説委員)	学識経験者
堀川 丞美	熊本県高等学校教育研究会家庭部会 (熊本県立北稜高等学校長)	学識経験者
山西 佑季	熊本県立大学総合管理学部 (准教授)	学識経験者

※五十音順

【熊本県消費者教育推進地域協議会委員】

氏名	団体名・職名	備考
赤池 健志郎	人吉市職員（市民部地域コミュニティ課長）	その他関係者
植村 米子	熊本県地域婦人会連絡協議会（副会長）	消費者団体
川口 和博	熊本県社会福祉協議会（地域福祉部長）	その他関係者
古閑 千尋	熊本県公立高等学校長会（熊本県立翔陽高等学校長）	教育関係
坂本 浩	熊本県商工会議所連合会（専務理事）	事業者団体
諏佐 マリ	熊本大学 大学院人文社会科学研究部（准教授）	教育関係
中野 祐子	熊本県生活協同組合連合会（理事）	消費者団体
中山 健	NPO法人消費者支援ネットくまもと（理事兼事務局長）	消費者団体
西村 秀美	一般社団法人熊本県銀行協会（事務局次長）	事業者団体
原 彰宏	熊本県弁護士会（消費者問題対策委員会委員長）	その他関係者
原 悟	熊本県商工会連合会（専務理事）	事業者団体
東原 福美	NPO法人熊本消費者協会（理事）	消費者団体
藤本 英行	株式会社熊本日日新聞社（編集局編集委員兼論説委員）	その他関係者
堀川 丞美	熊本県高等学校教育研究会家庭部会 （熊本県立北稜高等学校長）	教育関係
山西 佑季	熊本県立大学総合管理学部（准教授）	教育関係

※五十音順

【事務局職員】

氏名	職名	備考
永江 昌二	県民生活局長	
三角 登志美	消費生活課長	
中山 昭徳	消費生活課 課長補佐	
木村 正臣	消費生活課 課長補佐	企画推進班
友田 京子	消費生活課 主幹	企画推進班
源 拓馬	消費生活課 主任主事	企画推進班
上田 てるみ	消費生活課 主任主事	企画推進班
山本 さおり	消費生活課 主幹	消費者支援班
山田 梓	消費生活課 主幹	消費者支援班
廣瀬 伊吹	消費生活課 主任主事	消費者支援班

部名	課名	職名	担当者名	備考
総務部	私学振興課	参事	堂前 房代	
	消防保安課	主事	坂本 拓真	欠席
健康福祉部	健康福祉政策課 地域支え合い支援室	主事	岩下 弘美	
	健康危機管理課	主幹	笹岡 奈々	
	社会福祉課	主事	梯 雄介	
	医療政策課	主任技師	吉住 優花	
	健康づくり推進課	主任技師	佐藤 彩	
	薬務衛生課	主事	迫 裕稀	
環境生活部	環境政策課	主任主事	示野 裕也	
	環境立県推進課	課長補佐	河野 京子	
	循環社会推進課	主幹	伊藤 武	
	くらしの安全推進課	課長補佐	若杉 美穂	
	環境センター	参事	西山 優美	
商工労働部	産業技術センター	主任主事	荒兼 浩二	
観光戦略部	観光国際政策課	参事	竹原 亜紀	欠席
	観光企画課	主幹	冨永 由美子	
農林水産部	流通アグリビジネス課	参事	尾方 康平	
	農業技術課	主任主事	亀井 賢人	
	農産園芸課	参事	柿原 未佳	
	畜産課	主事	横田 清恵	
	林業振興課	参事	椎場 なるみ	
土木部	建築課	参事	坂本 理恵	
	住宅課	課長補佐	前田 直樹	
教育庁	教育政策課	主幹	石川 岳志	
	学校安全・安心推進課	主幹	荒牧 淳之介	
	社会教育課	主任主事	田崎 理菜	
	高校教育課	指導主事	松尾 恵	
	義務教育課	指導主事	清永 康代	
	特別支援教育課	指導主事	木下 敏英	
	教育センター	室長	近松 茂治	
	主幹兼室長	上瀨 優		
警察本部	生活環境課	課長補佐	龍 寿充	
	生活安全企画課	室長補佐	柳原 宏則	
	サイバー犯罪対策課	課長補佐	里形 和洋	

○熊本県消費生活条例(抜粋)

(消費者基本計画)

- 第10条 県は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本的な計画(以下「消費者基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 消費者基本計画には、消費者施策に関する基本的な方針その他消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項を定めるものとする。
 - 3 県は、消費者基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、熊本県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 県は、消費者基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

(熊本県消費生活審議会)

- 第47条 知事の諮問に応じ、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議させるため、熊本県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
 - 3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - 一 学識経験のある者
 - 二 消費者を代表する者
 - 三 事業者を代表する者
 - 四 関係行政機関の職員
 - 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 委員は、再任されることができる。
 - 6 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○熊本県消費生活条例施行規則(抜粋)

(審議会の会長等)

- 第27条 熊本県消費生活審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
 - 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

- 第28条 審議会は、知事が招集する。

(会議)

- 第29条 審議会の会議は、会長が議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第29条の2 審議会に、専門の事項を審議するため、部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
 - 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

(庶務)

- 第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

○消費者教育の推進に関する法律（抜粋）

第2章 基本方針等

（都道府県消費者教育推進計画等）

- 第10条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「都道府県消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画）を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「市町村消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 3 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その都道府県又は市町村の区域の消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、第二十条第一項の規定により消費者教育推進地域協議会を組織している都道府県及び市町村にあつては、当該消費者教育推進地域協議会の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めた場合は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を変更するものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の変更について準用する。

第4章 消費者教育推進会議等

（消費者教育推進地域協議会）

- 第20条 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育を推進するため、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならない。
- 2 消費者教育推進地域協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。
- 一 当該都道府県又は市町村の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと。
- 二 都道府県又は市町村が都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を作成し、又は変更しようとする場合においては、当該都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。
- 3 前二項に定めるもののほか、消費者教育推進地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、消費者教育推進地域協議会が定める。

○熊本県消費者教育推進地域協議会設置要項（抜粋）

（目的）

第2条 消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号。以下「法」という。）第20条第1項の規定に基づき、県における消費者教育を総合的、体系的かつ効果的に推進することを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- （1）熊本県消費者教育推進計画の策定及び変更に関する事項。
- （2）消費者教育を推進するために必要な情報及び調整に関する事項。
- （3）前各号に掲げるもののほか、消費者教育を推進するために必要な事項。

（組織）

第4条 協議会は、消費者及び消費者団体、事業者及び事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の関係機関で構成する。

- 2 協議会は、委員15人以内で組織し、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（協議会の会長等）

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会長は、協議会を招集し、主宰する。

- 2 会長は、必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第7条 第3条に規定する協議事項に関する専門的な事項について、必要に応じ調査又は検討を行うため、協議会に部会を置く。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を招集し、主宰する。
- 5 部会長は、必要と認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

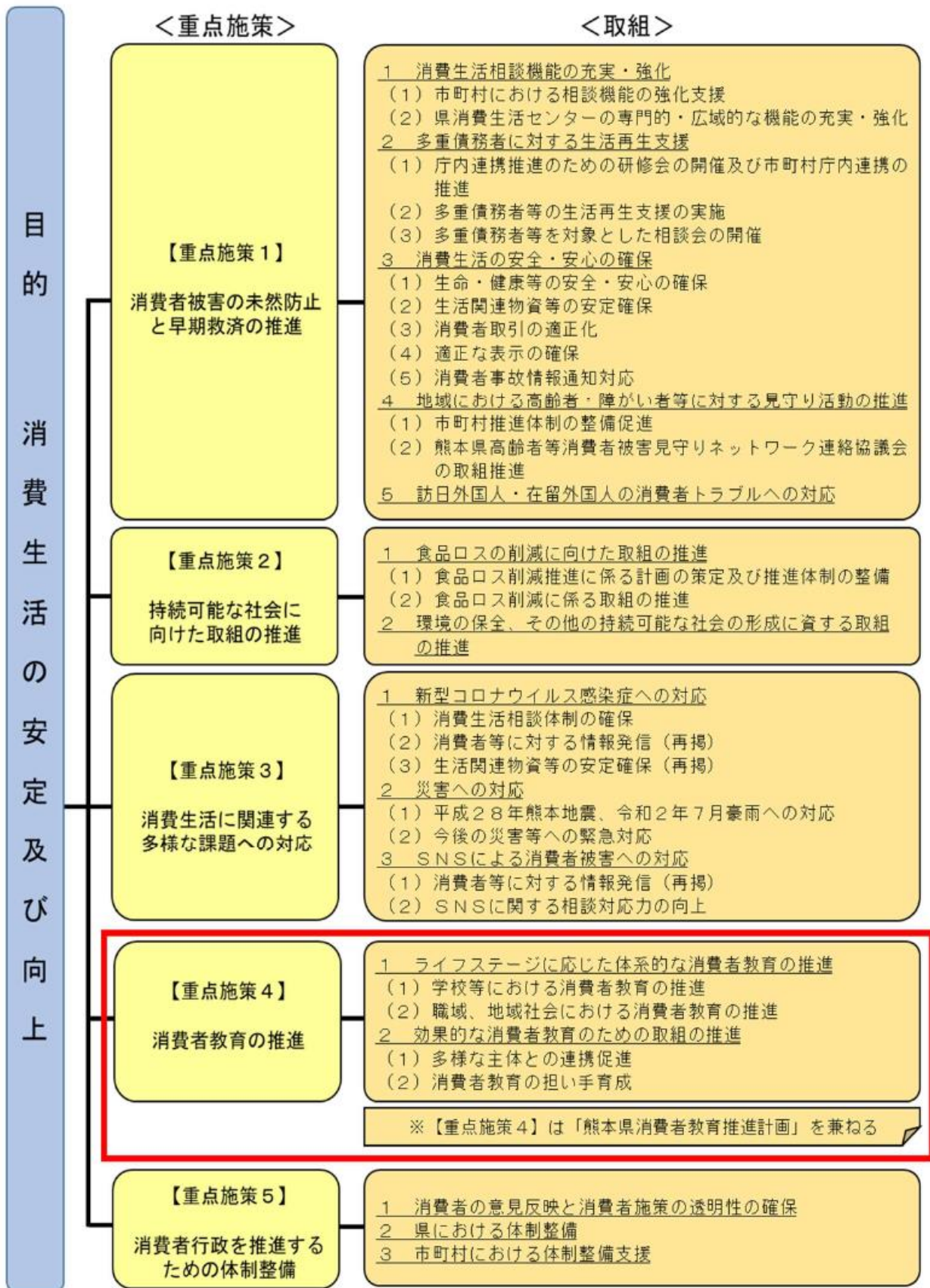
（事務局）

第8条 協議会の事務局を、熊本県環境生活部県民生活局消費生活課に置く。

（雑則）

第9条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

○第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画・施策体系



※ 重点施策4は「消費者教育の推進に関する法律」第10条第1項に基づく「熊本県消費者教育推進計画」として策定しています。

議 題

(1) 第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画及び熊本県消費者教育推進計画の令和4年度(2022年度)実施結果について

【令和4年度(2022年度)の実施結果概要】

重点施策1 消費者被害の未然防止と早期救済の推進

【取組1】 消費生活相談機能の充実・強化

(1) 市町村における相談機能の強化支援

① 県と市町村間との情報共有の推進

悪質事業者の情報(行政処分・行政指導等に関する情報を含む。)を市町村に提供するとともに、必要に応じて関係機関等の会議において、情報共有を図った。

特商法違反の文書指導2件を市町村と共有化し、消費者被害の未然防止と拡大防止のため、消費者トラブル注意報を3件発出するなど情報共有を行った。

② 相談対応力の向上支援

消費生活相談員受入研修を3市7回実施し、市町村への巡回訪問を1町2回実施した。また、市町村連絡会議を開催し、市町村と連絡調整を行ったり、市町村消費者行政担当職員を対象とした研修を実施するなど相談対応力の向上を図った。

市町村からの経由相談への対応を80件行った。

解決困難事例の解決方法や法解釈等について、県弁護士会と県及び市町村相談員による定期的な勉強会を開催した。

③ 市町村への技術的支援

市町村の消費者行政担当職員を対象としてオンラインと実地の併用研修会を実施し、消費者行政担当者など51名が参加した。

生活再生支援対策研修会を11月に実施し、オンラインと併せて168名が参加した。

(2) 県消費生活センターの専門的・広域的な機能の充実・強化

① 専門性の向上

国民生活センター等の研修に、県相談員を13回派遣、消費生活センター例会前の研修を毎月実施(12回)するなど消費生活相談員等のレベルアップに努めた。

② 関係機関と連携した専門的相談体制の確保

解決困難事例の解決方法や法解釈等について、県弁護士会と県及び市町村相談員による定期的な勉強会を4回開催した。

顧問弁護士及び専門相談アドバイザーに対し、関係法令の解釈等の高度な判断・助言を依頼した。（顧問弁護士 6件、専門相談アドバイザー 48日）

③ 消費者等に対する情報発信

消費者被害の未然防止と拡大防止のため、消費者トラブル注意報を3件発出するとともに、ホームページに消費生活に関する各種生活情報を掲載した。

地元マスコミ等の協力を得て、県民へ最新情報を提供した。（熊日Q&A 26回掲載）
高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の構成団体等へ、メールやチラシによる消費者被害に関する情報の提供を行い（随時）、見守りネットワーク体制構築に至らない市町村への訪問は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため見送った。

【取組2】多重債務者に対する生活再生支援

（1）庁内連携推進のための研修会の開催及び市町村庁内連携の推進

「生活再生支援対策研修会」を開催し、多重債務問題の概要、生活再生支援事業、自治体の先進事例について研修を行った。（11月8日、58団体・168名参加）

（2）多重債務者等の生活再生支援の推進

「グリーンコープ生活協同組合くまもと」に委託し、消費者自立のための生活再生総合支援事業を以下のとおり実施。

- ・生活再生相談（面談件数：642件）
- ・家計診断（家計相談：517件）
- ・個別要因に応じたトラブル解決支援（債務整理希望：66件）

（3）多重債務者等を対象とした相談会の開催

多重債務者対策協議会を開催し（専門部会2回、協議会1回）、関係機関及び団体相互の連携を強化した。

多重債務者を対象としてお金の悩み無料相談会（年2回）を開催し、関係機関が連携して対応した。

【取組3】消費生活の安全・安心の確保

（1）生命・健康等の安全・安心の確保

食品・被服・電気製品など商品に関して、消費者から寄せられるさまざまな安全・安心に関わる苦情・相談に対し、原因を究明するため国民生活センター・NITE等の関係機関と連携して商品テストを実施し、専門的知見に基づいた助言を実施した。（商品テスト11件、技術回答156件）

消費生活用製品の安全性の確保のため、消費者に対し、啓発活動を行った。

食の安全安心に関する出前講座を実施（20件）するとともに、特定テーマによる「食の安全セミナー」を開催した（12月開催、50人参加）。

食品衛生に関して、食品事業者等を対象とした講習会を開催した（101回、4,789人参加）。また、消費者を対象とした講習会（22回、306人参加）、給食施設従事者を対象とした講習会（10回、224人参加）を実施した。

(2) 生活関連物資等の安定確保

県生協連と締結した災害時の基本協定に基づき年1回以上実施する連絡会議については、災害等による協定の発動がなかったため、双方担当者による打合せに替えて実施し、情報交換を行った（令和4年9月1日）。

(3) 消費者取引の適正化

悪質事業者に対して問題点の改善要求等を行うとともに、市町村等の関係行政機関や県警に対して、指導・法改正・制度改正の要望及び啓発等に係る情報提供又は情報共有を図った。（特商法違反による指導・改善2件）

消費者契約法で事業者の不当な取引行為に対する差止請求権が認められている適格消費者団体と密接に連携し、連絡調整、情報交換、会議・勉強会への参加及び情報提供等（1件）を実施した。

液化石油ガス販売事業者等指導について、平成31年度立ち入り検査実施計画策定時を基準に直近の立入検査からの経過年数が6年から8年（令和4年時点では9年から11年）の事業所を対象として11件の立入検査を実施し、販売事業者に対して指導を行った。

ヤミ金融事犯及び同助長犯罪の取締りを推進し、貸金業法違反、出資法違反、犯収法違反（口座の譲渡等）等を検挙した。また、ヤミ金融に利用された口座の凍結依頼、携帯電話の契約者確認等を実施するとともに、ヤミ金業者に対する電話警告、インターネット上のヤミ金融の広告削除等の犯行ツール対策を強力に推進した。

不当な取引行為等の取り締まりのため、悪質商法や宗教問題等に関する相談に対応し、関係行政機関と連携し、悪質業者等に関する情報共有や被害防止のための広報啓発活動を推進した。

(4) 適正な表示の確保

景品表示法に基づく行政指導として、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引により、消費者が著しい不利益を受けた場合やその恐れがある場合は、調査等を行い、必要に応じて行政処分及び行政指導を行った。

（口頭指導5件）

健康増進法に基づく指導等については、食品関連事業者等からの表示に関する相談及び違反事例への是正指導を行い、適正表示を推進した。（指導9件、相談対応98件）

事業者及び消費者に対する食品表示制度等についての講習会等を開催（6回、105人参加）した。

(5) 消費者事故情報通知対応

消費者被害の拡大防止のため、消費者安全法に基づく重大事故に該当する消費生活相談が寄せられた場合は、直ちに消費者庁に情報提供を行った。（情報提供3件）

【取組4】地域における高齢者・障がい者等に対する見守り活動の推進

(1) 市町村推進体制の整備促進

高齢者の見守りに活かせるよう、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク

連絡協議会の構成団体等へ、メールやチラシによる消費者被害情報の提供を行った（随時）。

（２）熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の取組推進

熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を開催（1/27）。災害に乗じた悪質なトラブルに対応すべく、協議会構成員の拡大について協議し、要綱の改正を行った。

【取組５】訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルへの対応

訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルについては、県消費生活センター、県外国人サポートセンター、国民生活センター等関係機関と連携して対応をすることとしていたが、実績はなかった。

【概ね５か年で到達すべき目標（KPI）】

成果指標	計画策定時 (令和元年度)	R3実績値	目標値 (令和7年度)
県及び市町村の消費生活相談員の研修参加率	79%	67% 未達成	100% (毎年度)
成果指標	計画策定時 (令和元年度)	R4実績値	目標値 (令和7年度)
他部局（徴収部門等）から消費生活部局への情報提供・共同対応を実施した（する）市町村数	27市町 (60%)	21市町村 (46.7%) 未達成	45市町村 (100%)
成果指標	計画策定時 (令和元年度)	R4実績値	目標値 (令和7年度)
消費者安全確保地域協議会の設置市町村の県内人口カバー率	7%	61.9% 達成	50%以上

重点施策２ 持続可能な社会に向けた取組の推進

【取組１】食品ロスの削減に向けた取組の推進

（１）食品ロス削減推進に係る計画の策定及び推進体制の整備

新聞、テレビ、ラジオ、デジタル広告等による「てまえどり」、「食べきり運動」の周知啓発を実施した。

県内企業を募集して、食品ロス削減月間（10月）に「フードドライブ」を実施した。

県民を対象にモニターを募集して「食ロスチェック」を実施（12～1月）した。

食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」を中心に取組みを推進した。

(2) 食品ロス削減に係る取組の推進

「九州食べきり協力店」への新規登録8店舗に対し、啓発物（ポスター及び卓上ポップ）の配布を行った。

【取組2】環境の保全、その他の持続可能な社会の形成に資する取組の推進

エシカル消費について、消費者教育コーディネーターが作成した教材やパンフレット等を活用し、普及啓発を行った。

食品ロス削減に係る出前講座について、申し込みがあった高等学校等に対して計9回の出前講座を実施した。

【概ね5か年で到達すべき目標（KPI）】

成果指標	計画策定時 令和3年度)	R4実績値	目標値 (令和7年度)
食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合	19.8%	17.9% —	10%以下

重点施策3 消費生活に関連する多様な課題への対応

【取組1】新型コロナウイルス感染症への対応

(1) 消費生活相談体制の確保（再掲）

消費生活相談員受入研修を3市7回実施し、市町村への巡回訪問を1町2回実施した。また、市町村連絡会議を開催し、市町村と連絡調整を行ったり、市町村消費者行政担当職員を対象とした研修を実施するなど相談対応力の向上を図った。

市町村からの経由相談への対応を80件行った。

(2) 消費者等に対する情報発信（再掲）

消費者被害の未然防止と拡大防止のため、消費者トラブル注意報を3件発信した。

(3) 生活関連物資等の安定確保（再掲）

県生協連と締結した災害時の基本協定に基づき年1回以上実施する連絡会議については、災害等による協定の発動がなかったため、双方担当者による打合せに替えて実施し、情報交換を行った（令和4年9月1日）。

【取組2】災害への対応

(1) 平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨への対応

地域支えあい連携推進事業として、健康福祉政策課地域支え合い支援室や県地域

支え合いセンター支援事務所等が主催する連絡会議に書面で参加。(1回)

(2) 今後の災害等への緊急対応

被災市町村の相談窓口への支援として、国民生活センターと連携し、災害時等に消費者ホットライン188(いやや)の接続先変更について市町村に調査する等対応を行った。

【取組3】SNSによる消費者被害への対応

(1) 消費者等に対する情報発信(再掲)

消費者被害の未然防止と拡大防止のため、消費者トラブル注意報を3件発出した。

(2) SNSに関する相談対応力の向上

消費生活相談員のスキルアップと市町村との共有のために、国民生活センター主催研修参加13回(うちSNS関係研修2回)実施、市町村消費生活行政職員・相談員研修会において相談概要の説明を行った。

重点施策4 消費者教育の推進

【取組1】ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進

(1) 学校等における消費者教育の推進

① 高等学校段階までの着実な消費者教育の実施

高等学校期：学校における消費者教育の推進について、全校で実施。

主な内容：家庭科、公民科、商業科等

義務教育期：令和4年12月の各教科等指導主事等研修会社会部会及び家庭科部会において、消費者教育の推進や出前講座に関する資料等の情報提供を行った。

特別支援学校：全校で実施した。

主な内容：社会、公民、生活、職業・家庭、技術・家庭、家庭、情報、道徳等

私立学校：文部科学省からの通知(成年年齢引下げ等を踏まえた取組みについて)を通知し消費者教育の推進を依頼した。

学校への講師派遣等については、金融広報委員会と連携し「高校生等のための消費生活講座」を計34回実施した。

県内の適格消費者団体に委託し、「若者に対する消費者教育出前講座」を実施(2大学、76名)した。

情報モラル教育については、「情報安全出前講座」として、スマートフォンや児童生徒向け学習用端末等の安全利用について、学校やPTA等の要望に応じて、講師(県指導主事20人)を派遣し、保護者や教職員等向けの講話を実施した(40団体、延べ3,740人受講)。

不適切な書き込み等について各学校が適切に対応できるように支援を行なった。

(熊本市を除く県内すべての公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が対象)
3月末時点で、504件の書き込みに対応した。

食の安全教育に関しては、中学生を対象とした「ジュニア食品安全ゼミナール」を実施(4校)した。高校生を対象とした「熊本県食品適正表示ジュニアリーダー育成研修」を実施(5校)した。

食育・米消費拡大対策として、学習小冊子「くまもとのお米の本」による地産地消の理解促進を図った。(20,500冊を小学校・関係団体等に6月までに配布)

小中学校(学校栄養職員、児童、保護者等)と高等学校(家庭科教諭、生徒等)関係者を対象とした食育講習会を実施した。

携帯電話に関して、フィルタリング普及啓発チラシを11万枚作成し、県内の小中高生、携帯電話販売店へ配布することにより、少年へのフィルタリングの普及を図った。

熊本県青少年育成県民会議と連携し、「あったか家族コンクール」の中で、「インターネットを安全に使うための家庭のルール」をテーマに「私たちの1か条」を募集し、インターネット安全利用の意識啓発を図った。

② 専修学校・各種学校、大学等における消費者教育の推進

大学等に対し、消費者被害を防止するための啓発ポスター又はチラシを配布した。

(2) 職域、地域社会における消費者教育の推進

消費者意識の向上に向けた支援について、市町村等の要望に応じ、消費者教育に関する講師等の情報提供を実施した。6講座を5~7月と1月に集合対面形式で実施し、約100名が受講した。

水銀フリーについて、県立図書館の「情報ギャラリー展」や県立大学の「環境フォーラム」において、情報発信を実施した。コロナ禍に対応した情報発信の一環として、主に中高生を対象とする「水銀フリー啓発動画」を作成した。

地球温暖化防止活動については、県の地球温暖化防止活動推進センターを通じて、地球温暖化対策地域協議会・地球温暖化防止活動推進員の活動支援や、県民及び事業者への普及啓発(相談窓口の設置、講演会、研修会等の開催)を実施した。

県民ゼロカーボン行動促進については、「くまもとゼロカーボン行動ブック」を活用し、小学5年生を対象とした「肥後っ子教室」等において環境教育を行うとともに各種団体の研修会等を活用し、家庭や事業所での普及啓発を実施した(肥後っ子教室 R4:327校、17,534人が参加)。また、地球温暖化対策をテーマにした「くまもと環境出前講座」を実施した(R4:45校、2,611人が参加)。

環境学習等については、「エコライフ体験教室」の開催し、エコクッキング等を中心とした体験教室を実施した(参加人数:20人)。

防犯学習会については、被害防止を図るため、全国、県内の傾向を分析し、「電話で『お金』詐欺」等の手口等を具体的に説明して、現状や対処法について講話及び情報発信を実施した。(講話回数:412回・情報発信数:428回)

【取組2】効果的な消費者教育のための取組の推進

(1) 多様な主体との連携促進

消費者団体の自主活動の支援については、消費生活講演会（11/15）を消費者団体等と共催で開催し、消費者発表大会（11/15）を開催した。

各消費者団体が主催する事業等についても、市町村等へ周知するなどの支援を行った。

（2）消費者教育の担い手育成

高等学校教員に対する消費者教育として、教育課程研究協議会（8月、各学校から1人出席で各教科約70人）、家庭科主任会（10月、各学校から家庭科主任が出席で約70人）等において、消費者教育に関する情報を提供。

小中学校教員に対する消費者教育として、学習指導要領に基づき、各教科等における教育活動の中で、消費者生活にかかる基礎的な知識を定着させ、実践につなげられるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導方法の工夫改善を図るよう研修等で周知を行った。学習指導の充実を図るため、消費者教育に関する情報提供を行った。

特別支援学校教員に対する消費者教育として、教材「社会への扉」（消費者庁作成）の活用を促進するなど消費者教育が充実するよう、本教材の動画配信やデジタル教材についての情報提供を行った。

教育センターでは、学力向上を目指すICT活用授業実践研修を7月25日（月）に実施（参加者32名）した。プログラミング教育推進のために「プログラミング教育（ビジュアルプログラム編）」と「プログラミング教育（プログラミング言語編）」の2つの研修を6月から12月の期間にオンラインで実施している。（集合研修 参加者17名）「教育の情報化応援サイト」の運用を開始した。教育の情報化（教師のICT活用、児童生徒の情報活用能力の育成、校務の情報化）を推進する資質・能力の育成を図るための情報をオンラインで提供した。”

「親の学び」講座を実施する進行役及びその進行役に指導助言を行うトレーナーを育成するため、県内全域で市町村と連携して組織的・計画的に人材養成研修を開催した。（第1回参加者194人、第2回80人）

宇城地域振興局管内の民生委員・児童委員を対象とした研修会で、消費者トラブルに関する講演を開催した。（参加者数：201人）

【概ね5か年で到達すべき目標（KPI）】

成果指標	計画策定時 (令和元年)	R4実績値	目標値 (令和7年度)
高校生等を対象とした 消費生活出前講座実施校数	29校/年	20校/年 未達成	40校以上/年
成果指標	計画策定時 (令和元年)	R4実績値	目標値 (令和7年度)
消費者教育教材「社会への扉」等を 活用した消費者教育実施校数	78校 (71%)	90校(73.8%) 未達成	122校 (100%)
成果指標	計画策定時 (令和元年)	R4実績値	目標値 (令和7年度)
大学等における被害情報の 学内掲示等実施校数	47校 (70%)	69校(100%) 達成	68校 (100%)

※R4.4月新設

成果指標	計画策定時 (令和元年度)	R4実績値	目標値 (令和7年度)
講習等（出前講座を含む）の 実施市町村数	31市町村 (69%)	24市町村(53%) 未達成	45市町村 (100%)

重点施策5 消費者行政を推進するための体制整備

【取組1】消費者の意見の反映と消費者施策の透明性の確保

消費者行政推進本部については、「第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」に掲げる各施策・事業の推進状況について書面照会し、結果を消費生活審議会に報告した。（11月28日開催）。

熊本県消費生活審議会を開催し、消費者基本計画の進捗状況等について審議した。（11月28日開催）

【取組2】県における体制整備

次世代消費生活相談員育成については、消費生活相談員資格取得支援講座を4回実施した。

【取組3】市町村における体制整備支援

新アクションプランの策定及び実施支援については、令和2年度に実施した調査結果をもとに、改めて全市町村に対して新アクションプランの見直しに関する調査を実施し、調査結果をフィードバックした。

【概ね5か年で到達すべき目標（KPI）】

成果指標	計画策定時 (令和元年度)	R4実績値	目標値 (令和7年度)
県及び市町村の消費生活相談員の 資格保有率	74%	82% 未達成	83%以上

その他、**資料1**「令和4年度（2022年度）消費者基本計画個別事業管理表（第4次基本計画関係）」のとおり。

議 題

(2) 第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画（熊本県消費者教育推進計画）の令和5年度（2023年度）事業計画及び実施状況について

重点施策1 消費者被害の未然防止と早期救済の推進

【取組1】消費生活相談機能の充実・強化

県と市町村間との情報共有の推進、相談対応力の向上支援、市町村への技術支援により市町村の相談機能の強化支援を図るとともに、専門性の向上、関係機関と連携した専門的相談体制の確保、消費者等に対する情報発信により県消費生活センターの専門的・広域的な機能の充実・強化を図る。

【取組2】多重債務者に対する生活再生支援

庁内連携推進のための研修会の開催及び市町村庁内連携の推進、多重債務者等の生活再生支援の推進、多重債務者等を対象とした相談会の開催等を通じて多重債務者に対する生活再生を支援する。

【取組3】消費生活の安全・安心の確保

消費生活に係る生命・健康等の安全・安心の確保に努め、生活関連物資等の安定確保、消費者取引の適正化、適正な表示の確保、消費者事故情報通知対応により、消費生活の安全・安心の確保を図る。

【取組4】地域における高齢者・障がい者等に対する見守り活動の推進

市町村推進体制の整備促進、高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会の取組み推進を通じて、地域における高齢者・障がい者等に対する見守り活動を推進する。

【取組5】訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルへの対応

訪日外国人・在留外国人の消費者トラブルについては、県消費生活センター、県外国人サポートセンターでの対応に加え、必要に応じて国民生活センター等関係機関と連携して対応する。

重点施策2 持続可能な社会に向けた取組の推進

【取組1】食品ロスの削減に向けた取組の推進

熊本県食品ロス削減推進計画策定及び推進体制の整備を行い、食品ロス削減の取組みを推進し、消費者教育を通じて食品ロス削減に係る消費者等の意識改革・行動変容を推進するとともに、消費者等の行動変容につながる4つの行動を食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」として推進する。

【取組2】環境の保全、その他の持続可能な社会の形成に資する取組の推進

環境の保全に配慮した消費生活を推進するため、環境教育や各種情報提供を行うとともに、エシカル消費に係る消費者教育教材を作成し、県ホームページで公開する等、エシカル消費の普及啓発を推進し、持続可能な社会の形成を図る。

重点施策3 消費生活に関連する多様な課題への対応

【取組1】新型コロナウイルス感染症への対応

感染症のリスクレベルに応じた体制を取るなど、県民からの相談に対応できるよう消費者生活相談体制の確保、消費者等に対する情報を発し、生活関連物資の安定確保を行うことで、新型コロナウイルス感染症への対応を行う。

【取組2】災害への対応

災害発生時には、被災市町村の相談体制支援、被災者の方々の消費生活相談に対応し、必要に応じて無料法律相談会や生活再生支援を実施することにより、被災者への消費生活面からの支援を実施する。また、状況に応じて災害救助に必要な物資の調達と供給を実施するなど必要な対応を進める。

【取組3】SNSによる消費者被害への対応

近年増加傾向にあるSNSを要因とする悪質事案に対応するため、県民に対して一早く周知が必要と判断される案件については、プレスリリースや市町村、熊本県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会等と連携した情報提供を行い、注意喚起を実施する。

重点施策4 消費者教育の推進

【取組1】ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進

高等学校段階までや、専修学校・各種学校、大学等それぞれのステージに応じた学校等における消費者教育を実施するとともに、職域、地域社会における消費者教育を推進する。

【取組 2】効果的な消費者教育のための取組の推進

消費者の多様な属性に対応するため、多様な主体との連携を促進し、学校、大学等教職員の指導力向上、地域や職域における担い手育成を行い、効果的な消費者教育のための取組みを推進する。

重点施策 5 消費者行政を推進するための体制整備

【取組 1】消費者の意見の反映と消費者施策の透明性の確保

消費者基本計画の推進状況を消費生活審議会へ報告し、意見を求めるとともに、その意見を踏まえ次年度の具体的施策等に反映する。

また、消費者問題は県民にとって身近な問題であることから、毎年度、計画の実施状況について県のホームページ等で公表する。

【取組 2】県における体制整備

県消費生活センターは、センター・オブ・センターズとしての役割を果たすとともに、法執行においても、各種法令に基づく適切な執行を図る。

【取組 3】市町村における体制整備支援

どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられ、消費者の安全・安心が確保される体制の維持・拡充のため、市町村消費者行政を引き続き支援する。

その他の事業計画については、**資料 2**「令和 5 年度（2023 年度）消費者基本計画個別事業管理表（第 4 次基本計画関係）」のとおり。

議 題

(3) 熊本県食品ロス削減推進計画の進捗状況について

【令和4年度（2022年度）の実施結果及び令和5年度（2023年度）の事業計画及び実施状況】

方向性1 消費者等の意識改革・行動変容推進

【取組】食品ロス削減に係る消費者教育・普及啓発・広報の実施 等

令和4年度（2022年度）は、従来の消費者教育に食品ロス問題を加え、消費者教育コーディネーターによる高校生等を対象とした出前講座を実施したり、食品ロスに関する情報を提供した。（延べ9件、282人受講）

主催するイベント等でチラシを配布する等食品ロス削減対策に係る周知広報を行った。特に、10月の食品ロス削減月間には、県政テレビやラジオ広報、県立図書館に食品ロス削減や食の安全や大切さについての展示をする等周知啓発を実施した。

令和5年度（2023年度）も、消費者教育コーディネーターによる消費者教育を通じて食品ロス削減に係る消費者等の意識改革・行動変容を推進するとともに、主催するイベント等でのチラシ配布実施や、食品ロス削減月間（10月）を中心に新聞、テレビ、フリーペーパー等で広く周知啓発を実施する。

方向性2 発生抑制及び有効活用の取組推進

【取組】事業者等と連携した食品ロス発生抑制等に関する施策の推進

令和4年度（2022年度）は、事業者に向けて、てまえどりや食べきり運動の周知に努めるとともに、農林水産の普及活動において、生産者に対して規格外品の発生防止の指導など食品ロス削減に向けた普及啓発を行った。

県内の小中学校や県立学校を対象とした残食率調査を行ったり、青少年教育施設で利用者の特性に応じたメニュー提供などを実施した。

令和5年度（2023年度）も、主催するイベント等でのチラシ配布実施や、食品ロス削減月間（10月）を中心に広くてまえどりや食べきり運動の周知啓発を実施するとともに、地産地消協力店への周知や、小中学校、青少年教育施設での取り組みを推進する。

【取組】未利用食品の有効活用の推進

令和4年度（2022年度）は、県内9会場で防災主任研修会を開催し、ローリングストック法等の周知を行った。

子ども食堂運営支援を行うコーディネーターを配置し、企業等と子ども食堂とのマ

ッティング支援に取り組んだ。

生活協同組合くまもとと共催で事業者参加のフードドライブを実施し、応募した県内 65 事業所から約 1.6 トンの食品を集めて、県ひとり親家庭福祉協議会の協力を得て子ども食堂等に配布した。

令和 5 年度（2023 年度）も防災教育の中で、ローリングストック法等の周知に努めた。また、事業者参加の「フードドライブ 2023」を、連携市町村公募により拠点を 3 カ所に拡充して実施し、参加した 75 事業所から約 2.3 トンの食品が集まり、子ども食堂等に配布するなど食品の有効活用を推進している。

方向性 3 県民運動の機運醸成

【取組】県計画に基づく各主体の連携した取組の推進

令和 4 年度（2022 年度）は、消費者からモニターを募り、家庭で発生する食品ロスについて調査を行い、結果をホームページで公開した。

県内市町村における食品ロス削減推進計画の策定支援や、県と連携するなど取組みを推進した。

令和 5 年度（2023 年度）も、食ロスチェックモニターを募集し、食ロスチェックを実施する。

また、市町村への引き続き働きかけ、食品ロス削減に向けた取組みを推進する。

【取組】食品ロス削減に向けた情報の収集・共有

令和 4 年度（2022 年度）は、食品ロス削減月間、食品ロス削減推進大賞等国等から提供されるイベントや、先進的な取組みの情報を収集し、ホームページなどで周知を図ったほか、消費者庁が創設した「食品ロス削減推進サポーター」について、県内関係各所に周知するとともに、庁内でも募集を行い講座に参加しサポーター育成に協力した。

令和 5 年度（2023 年度）も引き続き、消費者庁創設「食品ロス削減推進サポーター」育成に協力し人材育成に努めるほか、食品ロス削減月間周知や県内優良事例に対して食品ロス削減推進大賞への推薦を呼び掛ける等普及啓発を図っている。

議 題

- (4) 消費生活相談デジタル・トランスフォーメーション
アクションプランについて

議 題

- (5) その他
部会の設置について